

医療機能情報提供制度 報告は医療機関管理者の義務です

必ず年1回

変更がある都度

定期報告

又は

新規報告

随時報告

2024年4月に医療情報ネット(ナビイ)が開設されました。

医療情報ネットは、パソコンやスマートフォンで、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスで、医療機関のみなさまからご報告いただいた情報を掲載しています。

住民・患者が適切に医療機関を選択するためには、医療機関のみなさまのご報告が不可欠です。必ず年1回以上のご報告をお願いします。



[お問い合わせ先]

大阪府健康医療部保健医療室

保健医療企画課計画推進グループ

電話 06-6944-6185

メール mfips_tantou@gbox.pref.osaka.lg.jp

◀メールアプリが起動します

(ご使用の機種によっては、アプリが起動しない場合があります)

医療機能情報提供制度とは

- ・医療機関の管理者は、医療法第6条の3に基づき、医療機能に関する情報を知事に報告し、知事は、報告された情報を公表することが義務付けられています。
(医療法第7条に基づく申請・届出の手続きは別途必要ですのでご注意ください)
- ・未報告の医療機関は、医療情報ネット(ナビイ)で検索しても検索結果に表示されないこととなりますので、必ずご報告をお願いします。

検索してみてください！

ナビイ



報告方法等について

[報告方法] パソコンから厚生労働省の医療機関等情報支援システム(G-MIS)での入力

スマートフォン・タブレット端末のブラウザ（Chrome（Android）やSafari（iOS）等）の「PC版サイト」や「デスクトップ用Webサイト」等により操作をすることも可能ですが、動作保証環境ではないため、何らかのエラーが出る場合があります。

[報告のタイミング]

- 大阪府から依頼文が届いたとき ▶依頼文に記載の期限までにご報告ください
 - ・ 例年1月にすべての医療機関に**定期(新規)報告**を依頼
 - ・ 新規開設した場合や、開設者・所在地等の変更があった場合に、**新規報告等**を依頼
- 診療時間等の変更を行ったとき ▶その都度、**随時報告**を入力してください

■G-MISのログインから報告画面までのアクセス方法

① G-MISのログインページで**G-MISユーザ名**と**パスワード**を入力後、「**ログイン**」をクリック

G-MISログインページ

ジームス ログイン



▶ <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

G-MISユーザ名※は英数字8桁で構成

例)ex000000

パスワードはご自身で設定いただいた、アルファベットの大文字と小文字、数字の3種類を含む8桁以上の文字列

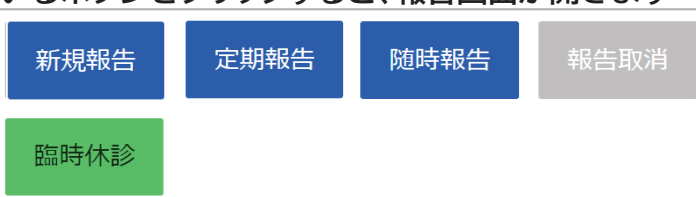
※G-MISユーザ名をお持ちでない場合は、報告に先立って「G-MIS新規ユーザ登録申請」の手続きが必要です。

② 「**G-MIS 医療機関等情報支援システム**」をクリック

③ 「**医療機能情報提供制度**」をクリック



④ 「**新規報告**」「**定期報告**」「**随時報告**」のうち、色が付いているボタンをクリックすると、報告画面が開きます



■詳しいマニュアル等は大阪府のホームページをご覧ください

定期報告・新規報告・随時報告について

大阪 医療機能情報提供制度



G-MIS新規ユーザ登録申請について

大阪 全国統一システム

